

第15回 鶴居村農業委員会総会会議録

令和3年9月30日 (木曜日)

第15回 鶴居村農業委員会々議録

1. 招集年月日 令和3年9月30日(木)
1. 招集場所 鶴居村役場 2階 第1・2会議室
1. 開 会 午前10時00分
1. 招集委員 次のとおりである。

1番	塩越克哉	2番	水本梨佳	3番	熊谷郁子	4番	東 隆行
5番	増田慶一	6番	菊地孝範	7番	斉藤 滋	8番	手塚信幸
9番	明歩谷正志						

1. 出席委員 次のとおりである。

1番	塩越克哉	2番	水本梨佳	3番	熊谷郁子	4番	東 隆行
5番	増田慶一	6番	菊地孝範	7番	斉藤 滋	8番	手塚信幸
9番	明歩谷正志						

以上の結果 委員9名中9名出席

議長は、別紙のとおり本日の議事日程を報告した。

議長は、総会の会議録署名委員を会議規則第17条の規定により次のとおり指名した。

6番	菊地 孝範	7番	斉藤 滋
----	-------	----	------

1. 議長は、総会の会期について諮った結果、次のとおり決定した。

9月30日 1日限り

<p>事務局 長</p>	<p>第15回鶴居村農業委員会総会の開会に先立ち、ご報告申し上げます。 本日の出席委員は9名であります。 定足数に達しておりますので、本日の総会が成立しておりますことをご報告申し上げます。 それでは、開会にあたり会長よりご挨拶をいただきます。</p>
<p>議 長</p>	<p>皆様おはようございます。デントコーンも皆様に聞いたらほとんど終わっており、仕事の方はだいぶ落ち着いてきたのかなと思います。本日はよろしくお祈いします。皆様本日の総会には報告1件、議案4件、協議案1件を提案させていただきます。それでは慎重審議と会議の時間短縮に協力くださいますようお願い申し上げます、ただちに会議を開きます。</p> <p>日程第1 会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により6番菊地委員、7番齊藤委員を指名いたします。</p> <p>日程第2 会期の決定の件を議題とします。 おはかり致します。会期は、本日限りと致したいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
<p>委 員 一 同</p>	<p>(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。会期は本日限りといたします。 それでは、これより議案の審議に入ります。</p> <p>日程第3 会務報告を議題とし、事務局長から報告を求めます。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>石塚係長より報告 (会務報告あるも省略)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告に関する質疑は、ありませんか。</p>
<p>委 員 一 同</p>	<p>(なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>以上で会務報告を終わります。 ただ今の説明について何か質疑ございませんか。</p>

委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
	日程第4 報告第9号 農地等の相続の届出についての件を議題といたします。事務局より報告を求めます。
事務局	報告第9号 農地等の相続の届出について 農地法第3条の3第1項の規定に基づき、別紙のとおり届出があったので報告する。令和3年9月30日提出鶴居村農業委員会会長。 〇〇さんの死亡に伴い、〇〇さんへの相続となります。権利を取得した日は令和3年8月17日。場所については別添資料をご覧ください。以上です。
議長	ただ今の報告に対する質疑ございませんか。
委員一同	(なしの声)
議長	質疑なしと認めます。おはかり致します。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
	日程第5 議案第47号 現況証明願の申請についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。
事務局	議案第47号 現況証明願の申請について 次のとおり、現況証明願いがあったので審議を求め。令和3年9月30日提出鶴居村農業委員会会長。 申請番号1場所については別添資料をご覧ください。所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、所有者〇〇申請人〇〇。今後は住宅用地として売買予定。 以上です。
議長	ただ今の説明について何か質疑ございませんか。

委員一同	(なしの声)
議長	それでは、私の方から現況調査委員を指名することにご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	申請番号1について齊藤委員・増田委員・塩越委員を指名致します。 おはかり致します。 この3名に決定することに対し、ご異議ありませんか。
委員一同	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めこの3名に決定いたします。 日程第6 議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。
事務局	議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。農地法第3条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第1の2の(1)の規定により、意見を決定するため審議を求める。令和3年9月30日提出鶴居村農業委員会会長。 申請番号1、場所については別添資料をご覧ください。所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、売買価格〇〇円、㎡あたり71.2円、購入後は農地として使用予定となっております。なお、この土地の中に〇〇さんの家屋があり〇〇さんへ贈与する形で未登記家屋名義変更届にて対応しております。 この場所は昔牧場をやっており、その従業員の住宅であったが、その法人は現在名前が変わって現存しており、確認をとったところ財産放棄ということで〇〇に渡すということになりました。
議長	ただ今の説明について何か質疑ございませんか。
東委員	場所はどこか。

事務局	場所は茂雪裡に行く道路沿いで前にイチゴ栽培を行う話があった場所。
手塚委員	農地の使用目的は。
事務局	ぶどうの栽培を行うと伺っている。
議長	他に何か質疑ございませんか。
委員一同	(なしの声)
議長	おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。 日程第7 議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請についての件を議題と致します。事務局より内容の説明を求めます。
事務局	議案第49号 農地法第4条の規定による許可申請について 次のとおり、許可申請があったので審議を求める。農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の(4)のAの規定により、意見を決定するため審議を求める。令和3年9月30日提出鶴居村農業委員会会長。 申請番号1、場所については別添資料をご覧ください。所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、申請人〇〇、申請自由は農家住宅の建設となっております。
議長	ただ今の説明について何か質疑ございませんか。
委員一同	(なしの声)
議長	おはかり致します。 本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委員一同	(異議なしの声)

議 長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第8 議案第50号 農地等の利用集積計画の決定についての件を議題と致します。</p> <p>事務局より内容の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>議案第50号 次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。基盤強化法第18条第1項の規定による農地利用集積計画(利用権設定)について、基盤強化法の基本要綱(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知)の第9の3の(1)の規定により、農用地利用集積計画案を決定するため審議を求める。令和3年9月30日公示予定鶴居村農業委員会会長。</p> <p>賃貸権設定について、 申請番号1、所在〇〇登記簿地目〇〇現況地目〇〇面積〇〇他〇〇筆、合計〇〇筆面積〇〇、譲渡人〇〇受人〇〇、利用目的〇〇、賃貸価格〇〇円、継続案件で㎡あたり5.3円。この計画は4つの期間がバラバラの計画を一本化する計画になります。その際に契約を伸ばす分には合意契約の必要はない旨農業会議に確認済みです。 場所については別添資料をご覧ください。 (地図を元に説明)</p>
議 長	<p>ただ今の説明について何か質疑ございませんか。</p>
委 員 一 同	<p>(なしの声)</p>
議 長	<p>おはかり致します。</p> <p>本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
委 員 一 同	<p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第9 協議案第1号 農地パトロールの実施についての件を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>協議案第1号 農地パトロールの実施について</p>

	<p>農地法第30条の規定に基づき実施する農地パトロールの実施について協議を求める。令和3年9月30日提出鶴居村農業委員会会長。</p> <p>令和3年10月14日(木)午前10時より実施。パトロール地域は〇〇、〇〇、〇〇となっております。昼食を挟んで2時頃終了予定となっております。車は2台を予定しております。</p>
議 長	ただ今の説明に対する質疑ございませんか。
委 員 一 同	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。おはかり致します。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
委 員 一 同	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認め、本案は原案のとおり決定いたします。
	<p>以上で提案致しました議案の審議は全て終了致しました。</p> <p>これをもって、第15回鶴居村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>以上会議の顛末を記録し、会議録とする。(閉会時刻午前10時30分)</p> <p style="text-align: right;">令和3年9月30日</p>